

## マイナンバーカードの健康保険証利用の開始

- 2019年5月に公布された改正健康保険法により、2021年3月からマイナンバーカードを保険証として利用できる仕組み（オンライン資格確認）が導入される予定です。
  - 窓口でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすことにより、加入する健康保険組合等の資格情報が医療機関等に通知されます。
  - これにより医療機関等は、医療費を請求する健康保険組合を把握することになり、保険証を提示しなくても済むようになります。
- ※現在の保険証が使えなくなるわけではありません。マイナンバーカードに保険証の機能も持たせる仕組みです。

**厚生労働省のホームページにリーフレット（内閣府・総務省・厚生労働省）が掲載されていますので紹介（次ページ）します。**

### 【厚生労働省ホームページ】

- ・マイナンバーカードの保険証利用についてお知らせします（被保険者向け）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用が始まります<説明資料(22枚ものパワーポイント)>  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577618.pdf>

#### [注1]

- ・マイナンバーカードの交付には、お住まいの市区町村に申請することが必要です。
- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、「マイナポータルAP」のインストールと利用者登録が必要です。
- ・上記はいずれも市区町村において、または自身で手続きするもので、健康保険組合が書類の提出を受けるなど手続きに関与することはありません。

#### [注2]

- ・当健保から、健康保険組合連合会に確認したところ、当健保だより発行時点で具体的な開始日は確定しておらず、3月下旬頃と推測されるところでした。開始日については今後の厚生労働省等のHP等で確認ください。

#### [注3]

- ・「オンライン資格確認」に伴い、「世帯単位」で付番されている被保険者番号を「個人単位」化するため、2桁の枝番を追加します。保険証についても、2021年4月の新規発行分から枝番を印字します（ただし、枝番のない発行済の保険証も引き続き利用できますので、枝番のある保険証へ一斉に差し替えるなどの対応はいたしません。）

利用申込受付開始！

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります！

2021年3月(予定)から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



## 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに かざすだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



利用申込はカンタン！

今すぐ申込可能

☑ まずは必要なものをチェック！



- ① 申込者本人のマイナンバーカード  
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③ 「マイナポータルAP」のインストール

iPhone

Android



STEP1

- ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。  
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

STEP2

- 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3

- 利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

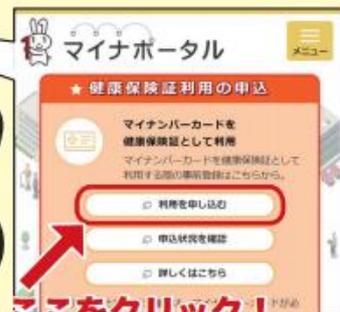
- マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん



スマホからの  
アクセスは  
こちら！



ウラ面も見てね！



## どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても  
健康保険証として  
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
今までに使った正確な薬の  
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費情報が  
見られる！



マイナポータルを通じた  
医療費情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診察情報がマイナンバーと紐づくことはありません。  
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## いつから使えるの？

### ● 現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！



マイナンバーカードの  
申請はお早めに！

### ● 2021年3月（予定）から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

### ● 2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

### ● 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



[https://myna.go.jp/html/nokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/nokenshoriyou_top.html)

## 健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～18時30分